

〈得点基準明示型〉学力特待制度

後期型入試の志願者で、入試の合計得点率が基準以上の場合、下表の通り入学金、授業料が免除になります。入試での合計得点率を適用しますので、別途申請する必要はありません。この授業料、施設費の免除は入学後、最大で大学は4年間、短大は2年間（第二部は3年間）継続が可能ですが、毎年度継続審査があります。

前期型入試の入学手続きは入学を担保したまま、後期型入試に出願し、本特待制度にチャレンジすることが可能です。

対象学部学科	特待適用基準		種別	免除内容	
全学部・全学科 共通	合計得点率	81%以上	S特待	入学金相当額 免除	授業料・施設費 全額免除
		75%以上	A特待		授業料 全額免除
		70%以上	B特待		授業料 半額免除

※上記の免除にプラスして、入学時の家計負担を少なくするため、S特待は教育充実費上限6万円を、A特待・B特待は施設費全額を、それぞれ1年次春学期のみ免除する。

※既に他の特待制度等において入学金の免除を受けている場合、入学金相当額の免除（入学金の免除を受けている分については、適用対象外となります。

※入学金相当額免除について：入学手続き時には入学金の納入があるため、同額を入学後1年次秋学期以降の納付金から減免します。

※上記の基準は、特待適用基準であって、可否の基準ではない。

※2年次以降の継続基準

- ・選考対象年度の前年度の年間GPAが2.8以上の人。（GPAとは、履習した科目の成績〔S=4、A=3、B=2、C=1、D、失格等=0〕の平均値で、最高4.0となる。
 - ・選考対象年度の前年度の修得単位数が31単位以上（短期大学保育科第二部は21単位以上。文学部文学科の学生で選考対象年度の前年度に「短期留学」科目、「長期留学」科目、「長期インターンシップ」科目のいずれかを選択した人は21単位以上）の人。
 - ・成績により一度特待制度の条件からはずれた場合でも、次年度以降の成績が基準以上となった場合は、再度特待制度の条件が適用される。
 - ・休学や進級できなかったとき、転学部・転学科、その他懲戒処分を受けるなどがあった場合は、特待を取り消すものとする。
- ※他の入試で既に入学手続き済の場合、減免は入学後1年次秋学期以降の納付金に適用し免除する。（その前に退学等の理由により学籍を失った場合は、免除は放棄したものとみなす。）

※前期型入試の入学手続き者が、一般選抜A日程と大学入学共通テスト利用選抜A日程を受験する場合の入学検定料の免除について
前期型入試の入学手続き者が、一般選抜A日程と大学入学共通テスト利用選抜A日程を受験し、〔得点基準明示型〕学力特待制度にチャレンジする場合、入学検定料が免除される。ただし、音楽学部の入学手続き者が、プロ・アーティストメジャーに志願する場合は、入学検定料が必要となる。注：大学入学共通テストの受験には、別途検定料が必要。